延滞資料に係る督促時期の変更について

　このたび、資料の返却をより円滑に進めるため、**令和８年１１月から延滞資料に係る督促状の発送時期および貸出停止の運用を変更**いたします。

変更内容は次のとおりです。

【返却期限の月を含む】

○封書督促（１回目）
変更前：３ヶ月経過　→　変更後：２ヶ月経過

○貸出停止（封書督促の発送から１週間後を目安）
変更前：３ヶ月経過　→　変更後：２ヶ月経過

○封書再督促（２回目）
変更前：６ヶ月経過　→　変更後：４ヶ月経過

　利用者のみなさまにおかれましては、**返却期限をご確認のうえ、期限内の返却にご協力**いただきますようお願いいたします。